

## 公安条例と道路交通法に基づく集団示威運動等の許可申請の取扱いについて(通達)

(昭和52年12月27日)

(栃備二第1303号・栃交規第1777号栃木  
県警察本部長通達)

対号 昭和40. 5. 14栃備二発第138号「行列及び一般大衆示威運動に関する宇都宮市条例の運用ならびに取扱いについて」(例規通達)

みだしのことについては、集団示威運動の地域が宇都宮市内ののみの場合は、道路交通法施行規則第10条により公安条例許可申請書の提出をもって道路使用許可申請書の提出があつたものとみなされる、いわゆる「みなす規定」の適用がある。

しかし、宇都宮市内から他の市町村に及ぶ場合、又は、他の市町村から宇都宮市内に及ぶ場合は、この「みなす規定」の適用がないため、従来から「公安条例」と「道路交通法」の許可申請の2本建てにより処理しているところであるが、今後、この種運動が多くなることが予想されるので、運用の能率化と適正化を図るために、次の取扱要領を定めたから誤りのないようにされたい。

取扱要領

示威運動の地域	取 扱 要 領	申 請 書 類
1 宇都宮市内のみの場合	<p>示威運動の地域を管轄する警察署に運動開始時より 72 時間前までに公安条例許可申請書 2 通を提出させる。</p> <p>示威運動の地域が、複数の警察署管内にわたるときは、そのいずれからの警察署に申請させればよい。</p> <p>この際、道路使用許可証交付手数料を同時に納入させる。</p> <p>(道路交通法施行規則第 10 条のいわゆる「みなす規定」の適用があるため、公安条例の許可申請をもって、道路使用許可申請があったものとみなすものである。)</p>	○公安条例許可申請書 2 通
2 宇都宮市内から県内外の市町村に及ぶ場合	<p>(1) 宇都宮市を管轄する警察署の取扱い</p> <p>宇都宮市内における示威運動について、この地域を管轄する警察署に運動開始時より 72 時間前までに公安条例の許可申請書 2 通を提出させると同時に、示威運動が及ぶ宇都宮市以外の地域（公安条例の適用外地域）をも含めた道路使用許可申請書 2 通を提出させる。</p> <p>この際、道路使用許可証交付手数料を同時に納入させる。</p> <p>宇都宮市内における示威運動地域が、複数の警察署管内にわたるときは、そのいずれかの警察署に申請させればよい。</p> <p>なお、公安条例許可と道路使用許可の申請内容の同一を期するため、道路使用の許可申請にあたっては、次の点に留意すること。</p> <p>① 「場所又は区間」のうち、宇都宮市内については、公安条例許可申請の「運動の進路」と同一とすること。</p> <p>② 路線図 2 枚（宇都宮市及び宇</p>	○公安条例許可申請書 2 通 ○道路使用許可申請書 2 通

都宮市以外のもの各1枚、別添1・2参照)を添付させること。

宇都宮市内の路線図は、公安条例の申請書添付の路線と同一のものとする。

宇都宮市以外の路線図は、「国道○○号線～県道○○号線」などとある程度具体的に記入させること。

③ 道路使用の期間は、「期間欄」に記入するほか、同欄の下部に「(但し、宇都宮市内においては、○月○日○時○分から○時○分まで)」と公安条例許可申請の「運動の日時」と同一の日時を記載させること。

(2) 宇都宮市を管轄する警察署以外の警察署の取扱い

ア 道路使用許可申請の受理に先だって、宇都宮市内での示威運動については、道路使用許可のほかに公安条例の許可をも必要とする旨を説明し、市内における示威運動地域を管轄する警察署に道路使用許可申請と公安条例許可申請とを同時に提出(72時間前までに)するよう指導する。

イ 上記指導に従わないときは、道路使用許可申請を受理するが、宇都宮市内の示威運動地域を管轄する警察署(警備及び交通)と連絡をとり、許可しても支障ないことを確認のうえ、道路使用を許可し、宇都宮市内における示威運動については、当該地域を管轄する警察署に、72時間前までに、別個に公安条例の許可申請を行わせる。

なお、この際の道路使用許可

○道路使用許可申請書2通

	<p>申請にあたっては、「2-(1)なお書き留意点」を順守すること。</p>	
3 県内他の市町村から宇都宮市内に及ぶ場合	<p>(1) 宇都宮市を管轄する警察署以外の警察署の取扱い</p> <p>ア 道路使用許可申請に先だって、宇都宮市内での示威運動については、道路使用許可のほかに、公安条例の許可をも必要とする旨を説明し、市内に最初に入る地域を管轄する警察署に道路使用許可申請及び公安条例の許可申請（72時間前までに）を同時に行うよう指導する。</p> <p>イ 上記指導に従わないときは、道路使用許可申請を受理するが、示威運動が及ぶ宇都宮市内の地域を管轄する警察署（警備及び交通）と連絡をとり、支障ないことを確認のうえ道路使用を許可し、宇都宮市内における示威運動については、市内に最初に入る地域を管轄する警察署に72時間前までに、別個に公安条例の許可申請を行わせる。</p> <p>なお、この際の道路使用許可申請にあたっては、「2-(1)なお書き留意点」を順守すること。</p> <p>(2) 宇都宮市を管轄する警察署の取扱い</p> <p>「2-(1)」の取扱いと同様の取扱いをする。</p>	<p>○道路使用許可申請書2通</p> <p>○公安条例許可申請書2通</p> <p>○道路使用許可申請書2通</p>